

令和8年2月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	固定資産税、市民税、国民健康保険をクレジットカード払いの振り込み手数料について	これらの手数料が、今度、増額されるらしい。また、市は、業務の簡素化に繋がるので、市で手数料負担をお願いしたい。	クレジットカードでの納付は、松阪市、または地方税共同機構(地方税お支払サイトから納付された場合)と契約している民間の納付受託者が、利用者から納付の委託を受けて、立替払いにより松阪市に納付する仕組みとなっています。このため、納付受託者が松阪市へ納付した後、利用者から代金が支払われるまでの間、一定のタイムラグが生じることとなり、納付受託者は貸倒リスクを負う一方、利用者は納付繰り延べなどの利益を得ることとなります。決済手数料は、このような納付受託者のリスクや利用者自身が享受する利益に対して納付受託者が決定しているものであることから、利用者自身にご負担していただく必要があります。なお、決済手数料は、松阪市、または地方税共同機構の収入になるものではありません。	収納課 電話:53-4107
2	三雲クリーンセンターについて	三雲クリーンセンターについてです。先日ビンとスプレー缶を捨てに行きましたが、ビンの色で厳しく言われました。私には茶色にしか見えず茶色の方に入れたら、空に照らして見て何色に見えるって言われたので茶色とお伝えしました。そしたらそれは緑やと！市民みなさんが色別できるとは限りません。色覚など個人差もあります。なら、箱に入れて行って下さいをやめて、置いていくのでそちらで分別してもらう方がいいのでは？ご検討をお願いします。	この度は、三雲リサイクルセンターへご来場いただいた際、作業員の対応により大変不快な思いをさせていただきましたこと、深くお詫び申し上げます。ご提案いただきました資源物の出し方につきましては、三雲リサイクルセンター 運営の効率化のためにも、市民の皆さまに分別して出していただくことをお願いしております。しかし、今回ご不快な思いをさせていただきましたことを踏まえ、市民の皆さまがご来場いただいた際に出しやすいよう工夫できないか、検討してまいります。該当作業員を含め全作業員には、市民の皆様に対し、常に親切・丁寧な対応を心がけるよう、改めて指導いたします。この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。	三雲地域住民課 電話:56-7910
3	市営体育館出入口階段の危険箇所放置および安全配慮義務について	市営体育館出入口の階段上部コンクリートが大きく欠損した状態で、長期間(少なくとも1年以上)放置されています。利用者が多く通行する導線上であり、段差の破損は転倒事故につながる危険性が高い状況です。館長へ確認したところ、「約1年後の大規模改修まで修繕予定はない」との説明でした。しかしながら、不特定多数の市民が利用する公共施設において、明確な危険箇所を把握しながら具体的な安全措置を講じないことは、施設管理者としての安全配慮義務および管理責任の観点から問題があるのではないのでしょうか。仮に事故が発生した場合、予見可能性があったにもかかわらず対策を講じていなかったと評価される可能性も否定できません。大規模改修を待つのではなく、応急補修・養生・保護材設置等の暫定措置を速やかに講じるべきと考えます。また、当該階段下に灰皿のみ設置された喫煙所が存在します。出入口付近での喫煙は受動喫煙防止の観点からも適切な配置とは言い難く、安全管理および健康配慮の両面から再検討が必要ではないのでしょうか。事故や健康被害が発生してから対応するのではなく、事前の安全確保を強く求めます。市としての見解および今後の対応方針を明らかにしてください。	ご意見をいただきました体育館出入口(事務所反対側)付近の階段上部コンクリート破損箇所につきましては、以前よりコーンに貼り紙し、注意喚起を行ってまいりました。しかしながら十分な対策とは言えない部分もございますので、その部分は通行されない対策を講じます。また、喫煙所の設置につきましては、子どもさんが関わる大会においては、設置位置を階段付近より離す対応をしておりますが、今後、普段より同様の対応を行ってまいります。今後も皆様に快適にご利用いただけるよう努めてまいります。ご理解の程、よろしく願いいたします。	中部台管理事務所 電話:26-7155

令和8年2月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	配食サービス事業について	<p>ホームページでは概ね65歳以上となっているが、電話で担当課に確認したところ64歳8ヶ月は申請できないと言われた。概ねという意味では満たしているのではないのでしょうか、松阪市長にお尋ねします。電子申請しようとしても65歳以上しかダメと入力が進められません。概ねと書いておいて64歳8ヶ月を認めないのはおかしいと思います。それなら募集を65歳以上に定義するべきではないですか。市長の考えをメールで早急に教えてください。</p>	<p>「配食サービス」は、見守り及び栄養改善が必要な1人暮らしの高齢者、または高齢者世帯に対して、市が委託した事業所より週3食まで食事を提供するサービスです。事業所による定期訪問を通じて、安否確認や見守りを目的としております。なお、食事の実費相当分は、ご自身でご負担いただいております。利用条件について、**「おおむね65歳以上」**と記載しております。この「おおむね」とは、例外的な緊急性がある場合で、具体的には、虐待を受けている場合や、急な環境変化により保護が必要な状況など、特に支援が必要と判断される事情がある場合は、65歳未満の方も利用可能としています。このような理由から詳細な状況を確認する必要があるため、電子申請では65歳未満の場合は登録できない仕様になっておりますことをご了承ください。なお、今回いただいたご意見を受け、電子申請のフォームに「65歳未満の方の申請は、担当課の窓口または電話でお問い合わせください」と記載を加えさせていただきました。</p>	<p>高齢者支援課 53-4088</p>